

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、健全なる企業活動を通じ、株主はじめ、顧客、従業員、取引先、地域社会などのステークホルダーに対して、当社グループの企業価値を持続的に高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としています。この基本方針のもと、迅速・果断な意思決定を行い、経営の透明性、合理性を向上させるために、取締役会、監査等委員会、監査グループの活動の充実、および内部統制システムの整備に努めながら、ディスクロージャー（情報開示）、コンプライアンスおよびリスクマネジメント体制の強化を図っております。

当社グループの海外売上高比率は50%を超え、海外でも積極的な事業展開をしております。広報グループを中心に投資家へのIR活動を積極的に行う一環として、英語のホームページに加えて、2010年4月から中国語のホームページを開設し、グローバル化に対応した情報開示の充実を図るなど投資家との対話に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

議決権行使の電子化や招集通知の英訳について【補充原則1-2(4)】

当社は、海外投資家の株式保有比率が5%前後で推移している状況から、招集通知の英訳は実施しておりませんが、会社案内やホームページは、日本語以外に、英語、中国語も作成しております。当社は、単元株所有者数が3千人以下で推移している状況から、費用対効果も考慮して、議決権電子行使環境を実施しておりません。今後状況が変わった場合は検討いたします。

取締役会の実効性に対する分析・評価について【補充原則4-11(3)】

現時点で取締役会全体の実効性について、分析・評価を行っておりませんが、今後分析・評価方法などを策定して、実施体制が整い次第対応します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

政策保有株式に関する方針【原則1-4】

政策保有株式として上場株式を保有する場合の方針として、取引関係の維持・強化、株式の安定などを目的として、企業価値向上に繋がることを基本としております。

上記の観点から、毎年取引状況を確認し、リターンとリスクを踏まえた検討を行い、中長期にわたり保有している場合は、保有目的や経済合理性などを検証しております。

議決権行使につきましては、議案が上記の保有方針に合致するかに加え、株式価値の維持、向上の観点からも各議案に対する賛否を判断しております。

関連当事者間の取引【原則1-7】

会社法に定める自己取引、競業取引を含め主要株主等との間で取引がある場合は、取締役会に報告し承認を受けております。取引条件および取引条件の決定方針などは、有価証券報告書で開示しております。

情報開示について【原則3-1】

(1) 当社の理念はHARIMA PHILOSOPHYとして定めております。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

(<http://www.harima.co.jp/environment/philosophy.html>)

また、経営計画は毎期策定しておりますが、中期経営計画は現在策定中のため、開示に向けた準備を進めております。

(2) 本報告書【基本的な考え方】をご参照ください。

(3) 本報告書【取締役報酬関係】をご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選定と取締役の指名について、当社で定める社内規定に基づき、取締役会が決定しております。

(5) 上記(4)を踏まえ、選定または指名を取締役会で決議しております。

また、新任取締役候補者および社外取締役候補者の選定・指名理由は、当社ウェブサイトに掲載しております株主総会の招集ご通知をご参照ください。(<http://www.harima.co.jp/ir/library/resolution.html>)

経営陣への委任の範囲【補充原則4-1(1)】

経営理念、経営戦略を実践するための経営基本方針を毎期策定し、業務執行の決定においては、内容や重要性に応じて、取締役会で承認を得るべき事項を取締役会規程に、常務会で承認を得るべき事項を常務会規程に定め、職務決裁基準規程にて業務執行役員等に委譲する権限の内容、範囲を明確に定めております。

独立社外取締役の活用【原則4-8】

取締役9名（監査等委員である取締役3名を含む）の内、2名が株式会社東京証券取引所の独立性基準を満たす独立社外取締役（2名とも監査等委員）です。当社の独立社外取締役は、弁護士として企業法務など専門的知識を有する方と企業経営の豊富な経験や実績を有する方ですが、取締役会や取締役の業務執行に関する意思決定において、妥当性、適正性の見地からも適切な発言を行っており、監査・監督機能の強化につながっていると判断しております。なお、現時点では3分の1以上の独立社外取締役の選任は必要と考えておりません。

独立社外取締役の選任基準【原則4-9】

過去10年以内に当社グループの業務執行を行う役員などになっていないこと、当社の主要株主でないことなど、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たす候補者の中から選定しております。

取締役の選任に関する方針【補充原則4-11(1)】

取締役は過剰でない人数で関連な議論ができる状況にし、相互に業務補完しながら、取締役会の実効性が高められるように、適切な人材を選

任することを方針としております。

また、社内外問わず多様な経験と実績を重ねてきた人材をバランスよく登用しております。現在の取締役は、事業部門、研究開発部門、経理財務を含む管理部門、品質・環境・安全および生産技術部門、主要な子会社の経営責任者、弁護士(社外取締役)、企業経営の経験者(社外取締役)で構成しております。

取締役の兼任について【補充原則4-11(2)】

取締役の他社役員兼務がある場合は、主に非上場の関連会社ですが、社外取締役1名が上場会社1社の社外取締役を兼務しております。いずれも取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要となる時間は確保できております。なお、その兼務状況は、事業報告、株主総会参考書類、有価証券報告書で毎年開示しております。

取締役に対するトレーニングの方針【補充原則4-14(2)】

役員就任時に、信託銀行などの新任役員セミナーや勉強会に参加するなどして、重要な統治機関の一翼を担う者として、理解と自覚を深めるようにしております。役員就任後も積極的に外部セミナーに参加して、期待される役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングを会社が費用負担して、適宜提供しております。今後は、東京証券取引所eラーニングも活用する予定です。

株主との対話の方針【原則5-1】

株主との対話は、インサイダー情報の管理規程などに従い、公平性に基づいた情報により、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、対応できる限り行います。

株主からの面談の申し込みに対しては、広報グループ、経理グループが中心に対応しております。

なお、当社の情報開示に関する方針は、当社ウェブサイトのハリマグローバル企業行動基準をご参照ください。

(<http://www.harima.co.jp/company/philosophy02.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 10%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長谷川興産株式会社	4,558,884	17.48
長谷川 吉弘	1,738,553	6.66
株式会社三井住友銀行	1,094,200	4.19
ハリマ化成共栄会	1,073,200	4.11
公益財団法人松籙科学技術振興財団	805,000	3.08
兵庫県信用農業協同組合連合会	728,300	2.79
株式会社みなと銀行	692,250	2.65
有限会社松籙	687,000	2.63
京阪神興行株式会社	672,000	2.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	476,125	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無 **更新** ———

親会社の有無 **更新** なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 **更新** 東京 第一部

決算期 **更新** 3 月

業種 **更新** 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 **更新** 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 **更新** 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 **更新** 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
道上 達也	弁護士											
平松 秀則	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
道上 達也	○	○	独立役員に指定しております。	弁護士として企業法務に精通しており、高い見識と幅広い経験を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。 また、独立役員の属性等を検討した結果、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。
平松 秀則	○	○	独立役員に指定しております。	企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外取締役としてふさわしいと判断し、選任しております。 また、独立役員の属性等を検討した結果、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

--

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

常勤の監査等委員である取締役が、必要に応じて直接情報を集め、監査等委員である社外取締役に對して情報伝達を行っております。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く場合、業務執行取締役からの独立性は以下のとおり定めております。

- 1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができます。
- 2) 当該使用人は、監査等委員会から指示された職務に関して、取締役および上長等の指揮、命令を受けません。
- 3) 当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分は、監査等委員会の同意を得た上で行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員監査につきましては、現在3名の監査等委員である取締役の内、過半数の2名を監査等委員である社外取締役として、より公正な監査が実施できる体制にしております。また、不測の事態に備えるために、補欠の監査等委員である取締役2名を選任し、万全の監査体制を整えております。

会計監査につきましては、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、会計制度の変更などにも速やかに対応できる環境にあります。

内部監査につきましては、監査グループ(2名)が、子会社を含めた当社グループの組織制度及び業務活動が、法令、社内諸規程及び経営方針等に準拠し、適正かつ効率的に運用されているかを検証、評価し関係部署に助言、勧告を行っております。内部監査結果は経営者及び監査等委員会に報告され、コンプライアンスの徹底や業務の改善に反映されており、経営上重要な役割を果たしております。

監査法人、監査等委員会及び監査グループは、定期的に情報共有の場を設けており、監査方針や問題点について情報交換を行い相互の連携に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績により変動する役員賞与による報酬制度

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

1. 基本方針
当社の取締役の報酬は、役位、会社業績への貢献度、一般的な水準等を考慮した上で、決定しております。
2. 具体的方針
取締役の報酬は、月額基本報酬および業績連動報酬で構成されております。
月額基本報酬は取締役の役位別に応じて定額で定めており、業績連動報酬は、会社業績ならびに担当部門の業績等を勘案して決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2015年3月期役員報酬の内容(年額)
 取締役に対する報酬 134百万円
 監査役に対する報酬 27百万円(内、社外監査役に対する報酬10百万円)
 注. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

常勤の監査等委員である取締役および補佐する担当部門が、必要に応じて監査等委員である社外取締役に対して情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 経営監視機能
監査等委員である常勤の取締役1名と監査等委員である社外取締役2名による3名の体制で、業務の執行から一定の距離をおく取締役の立場から、経営監視機能の充実に努めております。
監査等委員である常勤の取締役は、グループ経営会議など重要な会議には全て出席して、必要に応じて意見を述べるとともに、重要な決定書類等の閲覧などを通じて、監査等委員である社外取締役とともに取締役の職務の執行状況並びに取締役会の意思決定過程を監視しております。
- (2) 取締役会
当社は毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款および取締役会規程に定められた経営に関する重要事項は、全て付議されています。また、当社は、執行役員制度を導入しており、2015年6月26日現在、取締役9名(内3名は、監査等委員である取締役)、執行役員17名(内、取締役兼務者5名)の経営体制のもとで、取締役会の経営戦略創出・意思決定および業務執行監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離することにより、経営環境の変化に効率的かつ迅速に対応できる体制をとっております。加えて、2015年6月25日に開催しました第73期定時株主総会において、定款の一部を変更し、会社法第399条の13第6項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役へ委任することが可能となりましたので、これまで以上に機動的な業務執行が可能となります。
なお、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は9名以内、また左記員数とは別に監査等委員である取締役の員数を5名以内とする旨を定款に定めております。
- (3) 監査等委員会
監査等委員全員をもって構成される監査等委員会では、法令、定款および監査等委員会規程等に従い、監査等委員の監査方針、年間の監査計画などを決定するとともに、監査等委員が実施した監査や監査グループが実施した内部監査の実施状況などが報告され、情報の共有化、監査計画の進捗状況の確認を行う中で、経営監視機能を充実させるための協議、検討を行います。
- (4) グループ経営会議
当社では、毎月1回、取締役(監査等委員である取締役含む)、執行役員ならびに主要な部門の責任者が出席するグループ経営会議を開催し、各部門における業務執行状況の報告、点検を行い、今後の経営方針及び計画について審議しており、経営環境の変化やリスクに対して、各部門において迅速に対応できる体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

取締役会は、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。
 取締役会は、出席者が活発な意見交換を行う中で、経営の基本方針その他重要事項を決定すると共に、業務執行状況を監督する機関としての機能を十分果たしております。
 当社の監査等委員である取締役3名のうち、2名は社外取締役であり、常勤の監査等委員である取締役は取締役会に毎回出席し、客観的立場で取締役の業務執行を監視しております。
 なお、2015年6月25日に開催しました第73期定時株主総会において、取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できるように、定款の一部を変更し、社外取締役2名との間に責任限定契約を締結しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月5日
集中日を回避した株主総会の設定	2015年6月25日
その他	自社で開催していた株主総会を2007年より交通の便の良い駅近くのホテルで開催。 ウェブ開示を導入し、2012年より連結注記表および個別注記表を弊社ウェブサイトに掲載。 招集通知のカラー化を行い、視覚的にわかりやすい記載方法に変更。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、株主総会関連資料、IRカレンダーなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報グループ	
その他	招集通知の発送前に、当社ウェブサイトにて招集通知を開示いたしました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ハリマグローバル企業行動基準に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	活動の内容は、環境・社会報告書等にて報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ハリマグローバル企業行動基準に規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループの取締役及び使用人は、とるべき行動の基準、規範を示した「ハリマグローバル企業行動基準」を遵守し、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は法令及び就業規則に則り厳正に措置いたします。
 - 2) コンプライアンス体制の充実、強化を推進するため取締役を中心に構成する企業倫理委員会を置く。また直接使用人から通報、相談を受ける相談窓口を社内、社外に設け、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対する不利益な取扱いの防止を社内規程に明記し厳正に運用しております。
 - 3) 取締役会の業務執行監督機能の強化と意思決定の透明性を図るため、社外取締役を選任しております。
 - 4) 業務執行部門から独立した監査グループが定期的また随時に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層および監査等委員会に報告いたします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が社内規程に基づいて決裁した文書など、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び社内規程などに基づき保存するとともに、必要に応じて取締役（監査等委員含む）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。
 - 2) 法令および取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行っております。
 - 3) 取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況について監査等委員会が監査を行っております。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - 1) 取締役を中心に構成するリスクマネジメント委員会を置き、各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他重要事項を決定いたします。
 - 2) 各部門及び各子会社の長は、それぞれ自部門、自社に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直しております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督などを行っております。
 - 2) 経営の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、取締役会の議決を必要としない業務執行の決定の一部を、定款の規定に従い取締役に委任いたします。さらに、上記委任事項のうち一定の重要な事項については、意思決定の透明性と公正性を担保するため、取締役会の議決によって、役付取締役などで構成する会議にてこれを審議、決定の上、取締役が執行いたします。
 - 3) 経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の創出と意思決定および業務執行の監督機能に特化し、執行役員は管掌の職務を執行いたします。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社の経営の独立性と自主性を尊重しつつ、緊密な連携を保ち、連結グループ経営の効率性の向上を図るため、子会社管理の基本方針および当社に対する報告事項などを社内規程に定めております。
 - 2) 子会社は上記社内規程に則り、経営計画、損益、業務執行状況等の報告を当社に定期的に行っております。子会社管理の所轄部門は、当該報告などにより子会社の業務の適正性、効率性を確認するとともに、子会社が「ハリマグローバル企業行動基準」に則ったコンプライアンス体制を構築し、リスク管理体制を確立できるよう指導、監督しております。
 - 3) 財務報告の信頼性を確保するため、これに係る内部統制を整備、運用および評価いたします。
 - 4) 監査等委員会と監査グループは、定期的または随時にグループ管理体制を監査いたします。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができます。
 - 2) 当該使用人は、監査等委員会から指示された職務に関して、取締役および上長等の指揮、命令を受けません。
 - 3) 当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査等委員会の同意を得た上で行います。
7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 当社および子会社の取締役および使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告いたします。
 - 一 当社グループの経営および事業運営に著しい損害を与える、または与えるおそれのある重要事項
 - 二 監査グループが行う内部監査の結果
 - 三 内部通報制度による、またはその他の方法による内部通報の内容および対処
 - 2) 上記にかかわらず、監査等委員会は随時、当社および子会社の取締役および使用人に対して報告または書類の提出を求め、また重要と判断する会議に出席することができます。
 - 3) 当社は監査等委員会に上記の報告を行った当社および子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査基準」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保いたします。
 - 2) 監査等委員会は代表取締役、会計監査人と相互に意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う会合を開催いたします。
 - 3) 監査等委員会は監査グループおよび会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査を実施いたします。
 - 4) 当社は監査等委員の職務の執行について合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を、監査等委員の請求に基づき速やかに支弁いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは「ハリマグローバル企業行動基準」において、社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人、団体に関わるなど、社会良識に反する行為は行わない旨を定め遵守しております。

また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 **更新**

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項